

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和5年12月20日（令和5年（行情）諮詢第1161号）

答申日：令和6年5月17日（令和6年度（行情）答申第73号）

事件名：特定報道に関する行政文書のうち陸上幕僚監部で保有している最も古い文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月8日付け防官文第18847号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本件で、審査請求人は、処分庁に対して、別紙「反戦デモは敵」という見出しのマスコミ報道を添付して開示請求を行った処、処分庁は、陸上幕僚が保有している一番古い行政文書の開示文書を審査請求人に交付した。

（2）ところが、審査請求人は、開示請求書に記載されている決裁文書と、その決裁に関与した公務員の出勤簿の開示請求も行っており、出勤簿は開示されているにも関わらず決裁文書が、なぜ、交付されていなかなか、問い合わせを行ったが、担当者は、不服なら審査請求を行えとの一点張りであった。

今回開示された本件対象文書について審査請求人は、全く意味不明な対象文書であり、それらについて、処分庁に問い合わせても適切？に処理していると、これまた意味不明の回答しか、行わなかつた。

少なくとも、本件開示請求は、1年以上前の2022年4月10日付けであり、法では、開示請求が行われてから1ヶ月以内に決定を行わな

ければならないと規定されており、延長期間も含め最長2ヶ月以内で行わなければならない事になっている。

処分庁は、そんな法律を無視した揚げ句、審査請求人の求める行政文書の特定を行ったのか、どうかの回答も行わなかつた。

無責任、極まり無い。

### (3) (略)

## 第3 質問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年6月21日付け防官文第11925号により、「説明資料（令和元年5月8日）（1枚目のみ。）」（以下「先行開示文書」という。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、令和5年9月8日付け防官文第18847号により、本件対象文書について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行つた。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙（略）のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり先行開示文書及び本件対象文書以外の文書の開示を求めるが、本件審査請求を受けて先行開示文書及び本件対象文書の他に本件開示請求に係る行政文書がないか、関係部署において改めて探索を行つたが、その存在は確認できなかつた。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件質問事件について、以下のとおり、調査審議を行つた。

- ① 令和5年12月20日 質問の受理
- ② 同日 質問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和6年4月19日 審議
- ④ 同年5月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、先行開示文書及び本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行つた。これに対し、審査請求人は、審査請求書に鑑みれば、先行開示文書及び

本件対象文書1に係る決裁文書の追加特定を求めていものと解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 先行開示文書及び本件対象文書1は、陸上自衛隊の取組を説明するための資料として作成されたものであり、起案用紙や回覧印などを用いずに陸上幕僚監部の関係部署内で了解を得た。本件対象文書2は、当該了解をした者らの出勤簿である。

防衛省では、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を作成・取得しておらず、保有していない。

イ 本件審査請求を受け、陸上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫及び共有フォルダ等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)アの説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

また、上記(1)イの文書の探索の範囲等が不十分であるともいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

別紙（略）, マスコミ報道（赤丸印）に関する行政文書のうち陸上幕僚監部で保有している最も古いもの一切（決裁文書及び、決裁に関与した公務員等の出勤簿含む）

2 本件対象文書

- （1）説明資料（令和元年5月8日）（1枚目を除く。）（本件対象文書1）
- （2）令和元年5月出勤簿（本件対象文書2）